

<第2次総合計画進行管理表>

施策評価表

1. 基本事項

作成日 令和07年06月16日(月)

施策		人権・個性が尊重される社会づくりの推進	期間	令和5年～令和9年	施策担当部署名	協働推進部 人権政策課	
総合計画	大項目	6	目的・対象	市民一人ひとりの人権と個性が尊重され、市民が互いに助け合い、すべての人にとってやさしいまちづくりを推進する。			
	中項目	1					一人ひとりの個性が尊重されるまちづくり
	小項目	1					人権・個性が尊重される社会づくりの推進
	主要プロジェクト						
重要度・満足度	人権と個性が尊重されるまちづくりに対して、市民の重要度は低い、満足度は高い状況となっている。		施策推進のための主な取組	市民が人権尊重の大切さに対する理解を深められるように、講演会や受講者がお互いに意見交換を行う参加型研修会などを開催するとともに、啓発活動の推進により、人権意識の醸成を図ります。また、市民が人権に関するさまざまな悩みについて、気軽に相談できる体制を整備します。			
施策を取り巻く社会状況等	地域社会と社会構造の変化により人権課題もより複雑化、多様化してきている中、さまざまな人たちが差別や偏見なく、互いに認め合い、助け合って暮らしていくことが求められている。						

2. 評価指標

上段は目標値（令和4年度は前期基本計画に基づく目標値、令和5年度以降は後期基本計画に基づく目標値）、下段は実績値

区分	指標名（上段） 算出式・説明（下段）	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			人権と個性が尊重されているまちであると思う市民の割合	%	66.50	65.70	65.90	66.10
	深谷市民まちづくりアンケート	%	64.90	65.00	64.60			
	人権を侵害されたと思う市民の割合	%	9.90	6.20	6.20	6.20	6.20	6.20
	深谷市民まちづくりアンケート	%	7.30	8.20	6.20			
成果指標								

3. 一次評価（今後の施策の方向性）

区分	現状維持	1. 現状維持	2. 拡充	3. 縮小
<p>深谷市民まちづくりアンケートにおいて「人権と個性の尊重されているまちであると思う市民の割合」については前回よりもポイントは若干下がっており、目標値に達成することができなかった。「人権が侵害されたと思う市民の割合」については、前回よりも減少はしたが、目標値を達成することができている。今後は「人権と個性の尊重されているまちであると思う市民の割合」が目標値を達成できるよう、継続的な人権教育・啓発事業を展開していく必要がある。</p>				
				評価者 人権政策課長 引間 瑞枝

4. 改善改革プラン（3. 一次評価を受けての具体的な解決策）

区分	具体的な対応策等
<input checked="" type="checkbox"/> 既存事業の拡充	人権教育・啓発の推進について、講演会や研修会における集客の工夫や、広報やホームページ、人権教育啓発資料、デジタルサイネージ等を利用し、さらなる充実を図っていく。令和6年4月1日に「深谷市犯罪被害者等支援条例」を施行したことから、犯罪被害者やその遺族に対する理解促進のための周知、啓発や、犯罪被害者等への支援に関する施策を実施していく。また、パートナーシップ宣誓制度に加え、子ども等を含めるパートナーシップ制度を令和7年度から実施する。
<input type="checkbox"/> 事業の新規立案	
<input type="checkbox"/> 事業の廃止・縮小	
<input type="checkbox"/> 事務事業の再編	
<input type="checkbox"/> その他	

5. 二次評価（所属長の見解）

<p>人権に関する意識調査は以前から目標値を達成できていなかったが、「人権を侵害されたと思う市民の割合」は目標値を達成できており、改善が見られる。今後も、一人でも多くの市民が日常生活の中で人権を意識し、互いに思いやることができるよう、様々な手法、媒体を活用し、継続的に周知、啓発を実施し、人権教育・啓発の充実を図っていく。「深谷市犯罪被害者等支援条例」の施行に伴い、犯罪被害者等支援に関する施策を行っていく。また、パートナーシップ宣誓制度は、ファミリーシップ制度へ拡充していく。</p>	
所属長	協働推進部長 荻塚 洋明